

消防員用持運び式双方向無線電話装置、船速距離計について

一般社団法人 全国船舶無線協会

国土交通省は、平成 26 年 7 月 1 日付で船舶消防設備規則（昭和 40 年運輸省令第 37 号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）、漁船特殊規程（昭和 9 年逓信省・農林省令第 1 号）及び航海用具の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 516 号）の一部を改正し、同日付で施行しました。

改正の概要

- ・ 消防員装具を備える船舶（漁船）には、各消化班ごとに、防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を 2 台搭載しなければならないこととした。
- ・ 総トン数 50,000 トン以上の船舶に備える船速距離計は、対水船速距離計と対地船速距離計をそれぞれ互いに独立したものとすることとした。

1. 船舶消防設備規則の一部改正

（消防員装具等）

第 49 条 （略）

2～4 （略）

5 第 1 項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

【消防員装具等】（船舶検査心得より）

- (a) 「防爆型」については、耐圧防爆型若しくは本質安全防爆型又はこれと同等のものであること。
- (b) 「管海官庁が認める数」とは、非常配置表によって割り当てられた各消化班ごとに 2 台搭載したときの合計数であり、消化班が定められていない船舶については、少なくとも 2 台搭載することとする。
- (c) 船舶救命設備規則第 79 条に規定する、持運び式双方向無線電話装置と兼用しないこと。

【経過措置】

施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、新規則第 49 条及び第 63 条の規定にかかわらず、当該船舶について平成 30 年 7 月 1 日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

2. 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正

（消防員装具等）

第 164 条 （略）

2 （略）

3 前 2 項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

【消防員装具等】（船舶検査心得より）

- (a) 「防爆型」については、耐圧防爆型若しくは本質安全防爆型又はこれと同等のものであること。
- (b) 「管海官庁が認める数」とは、非常配置表によって割り当てられた各消化班ごとに 2 台搭載したときの合計数であり、消化班が定められていない船舶については、少なくとも 2 台搭載するこ

ととする。

(c) 船舶救命設備規則第 79 条に規定する、持運び式双方向無線電話装置と兼用しないこと。

【経過措置】

施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、第 2 条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則第 164 条及び第 271 条の規定にかかわらず、当該船舶について平成 30 年 7 月 1 日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

3. 漁船特殊規程の一部改正

(消防員装具等)

第 5 1 条の 1 2 (略)

2 前項の規定により消防員装具を備え付ける漁船には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

【消防員装具等】(船舶検査心得より)

(a) 「防爆型」については、耐圧防爆型若しくは本質安全防爆型又はこれと同等のものであること。

(b) 「管海官庁が認める数」とは、非常配置表によって割り当てられた各消化班ごとに 2 台搭載したときの合計数であり、消化班が定められていない船舶については、少なくとも 2 台搭載することとする。

(c) 漁船特殊規程第 51 条の 4 の 4 に規定する、持運び式双方向無線電話装置と兼用しないこと。

【経過措置】

この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された総トン数 1,000 トン以上の一般漁船については、この省令による改正後の漁船特殊規程第 51 条の 12 第 2 項の規定にかかわらず、当該一般漁船について平成 30 年 7 月 1 日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

4. 航海用具の基準を定める告示の一部改正

(船速距離計)

第 2 1 (略)

2 総トン数 50,000 トン以上の船舶に係る規定第 146 条の 25 の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 第 1 号及び前項第 3 号に掲げる装置は、それぞれ互いに独立したものとすること。

【経過措置】

施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。